

湯河原町告示第81号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、
令和7年度決算に基づく公営企業の資金不足比率を別紙のとおり公表する。

令和8年9月11日

湯河原町長 内 藤 喜 文

別紙

令和7年度湯河原町公営企業の資金不足比率

(単位 %)

公営企業に係る特別会計の名称	本 町 の 比 率	経 営 健 全 化 基 準
水 道 事 業 会 計	— (105.8)	20.0
温 泉 事 業 会 計	— (132.2)	
下 水 道 事 業 会 計	— (103.8)	

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は「—」
- 2 () 内は資金剰余の比率